

令和8年度 奈良県主任介護支援専門員更新研修 実施要項

1. 研修の目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とします。

2. 実施主体

奈良県の指定を受け、特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会（以下、当協会）が実施します。

3. 対象者

研修対象者は、《共通要件》を満たし、さらに①から⑥のいずれかの《個別要件》を満たす者に限ります。

《共通要件》

主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者（注1）

《個別要件》

①介護支援専門員の資質向上に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者（注2）

②地域包括支援センターや当協会などの職能団体が開催する法定外の研修等に通年4回以上参加した者（注3）

③日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（注4）

④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーである者

⑤介護支援専門員実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」で実習指導者として実習生を指導したことがある者（注5）

⑥主任介護支援専門員の業務に必要な知識と経験を十分に有する者であり、市町村の推薦を受けて都道府県が適当と認める者（注6）

(注1)

主任介護支援専門員の有効期間は、主任介護支援専門員研修修了日から5年を経過する日又は、主任介護支援専門員更新研修修了日から5年を経過する日までの間となります。

令和8年度奈良県主任介護支援専門員更新研修受講対象者は、令和10年3月31日までに主任介護支援専門員の有効期間が満了となる方となります。

(注2)

当協会、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、県社会福祉協議会、地域包括支援センター及び行政機関が行う研修であって、他の都道府県で行われたものを含み、研修実施機関の証明があるものとします。（証明書の様式は問わない）

(注3)

法定外研修は、受講生各自の最新の主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間のうち、連続する12ヶ月間に4回以上受講していることとする。また、複数日にわたる研修においては、受講日数を回数として数えることとする。尚、研修実施機関の範囲については、当協会、当協会の地域支部、日本介護支援専門員協会（ブロック及び都道府県支部を含む）、市町村地域包括支援センター、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、市町村とし、当該研修実施機関より受講証明書の交付を受けなければならない。

○法定外研修とは、介護支援専門員のみを対象としたケアマネジメントに対する資質向上研修を指し、多職種連携ネットワーク会議や地域ケア会議（個別ケースに対する自立支援検討会議など）は含まない。

○連続する12ヶ月間は、年度を跨いでも構わない。

○受講証明書の様式は問わないが、受講者名、研修内容、開催日時、研修実施機関がわかるものとします。

○本研修の受講希望者が、各研修の受講証明書の交付を求める場合、研修実施機関に対し、当該受講希望者が法定外研修を履修していたことが特定できる書類を提出し証明すること。ただし、受講証明書の発行が困難な研修実施機関に対し、当協会及び奈良県より、受講証明書を交付するように求めることはないことに注意する。

(注4)

研究大会等については、日本介護支援専門員協会各ブロック及び都道府県支部が行う研究大会も含まれる。ただし、研究発表に係る自己申告書に記入の上、証拠書類（大会プログラム及び発表抄録のコピー等）を添付しなければならない。発表抄録の中に受講希望者の氏名が記載されていれば、当日の発表者でなくともよいとする。

(注5)

介護支援専門員実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」で実習生の指導者であること。実務研修実施団体の証明書の交付を受けなければならない。

（証明書の様式は問わない）

○実習指導者を行った時期については、受講生各自の主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間内であることをとします。

(注6)

当該要件により受講を希望する者は、地域の介護支援専門員に対して指導的立場にある者で、かつ市町村の推薦を受けた者として、市町村による推薦書を受講申込書とともに提出すること。(受講希望者に推薦を求められた市町村は、本研修終了後、自己の所属に留まらず、広く当該地域の介護支援専門員等の育成に努めていくことを予定している主任介護支援専門員を推薦することが望ましい。)

4. 募集人数 ハイブリッド研修 180名

(内、オンライン研修150名 対面(会場)研修30名)

オンラインは、「ZOOM」を使用します。オンラインでのデバイスはカメラ付きPCを推奨します。携帯電話やタブレットでの受講はご遠慮下さい。定員等の都合により、コースや、オンライン研修・対面(会場)研修など希望に添えない場合があります。

また決定通知後のオンラインから対面(会場)研修への変更はできませんので、予めご了承ください。

あくまでも奈良県登録の主任介護支援専門員の受講を優先致しますので、他都道府県登録の方で応募される場合は、募集定員に達し次第お断り致しますので予めご了承ください。

5. 研修日程

令和6年度より研修カリキュラムが変更となり下記の講義内容・時間の変更、事前動画視聴・修了評価を実施します。

令和8年7月から令和8年10月までの事前講義・研修8日間(49時間)

	日程	時間
事前	事前講義1 動画視聴 (オリエンテーション1時間・ 講義3時間)	<u>7月1日より配信予定</u> (Youtube 限定公開)
1日目	7月12日(日)	9時30分～16時30分
事前	事前講義2 動画視聴 (講義2時間)	<u>7月12日より配信予定</u> (Youtube 限定公開)
2日目	8月2日(日)	10時～16時
3日目	8月23日(日)	10時～16時
4日目	8月30日(日)	10時～16時
5日目	9月6日(日)	10時～16時
6日目	9月19日(土)	10時～16時
7日目	10月4日(日)	9時30分～16時30分
8日目	10月18日(日)	9時30分～16時30分

対面会場：奈良県社会福祉総合センター 5階 大会議室又は研修室B
(橿原市大久保町320番11)

6. 実施方法

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

主任介護支援専門員としての役割を果たすには、多職種との連携や介護支援専門員に対する助言・指導、地域での活動等の実務を通じて、主任介護支援専門員として必要な知識・技術等を高めていくことが必要不可欠です。地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアの推進など、主任介護支援専門員に求められる役割がこれまで以上に大きくなることを見込まれることを踏まえると、実践を通じた能力向上を担保する必要があることから、継続的な知識・技術等の向上を図るとともに、実践の振り返りにより、更なる資質向上を図る研修内容とします。

(2) 研修内容について

主任介護支援専門員更新研修で行うべき科目については、「介護保険法施行令第37条の15第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第265号）により、規定されているところです。その具体的な研修科目、目的については以下のとおりであり、合計46時間以上とされており、全科目を受講した受講者を主任介護支援専門員更新研修修了者とします。尚、令和6年度より主任介護支援専門員更新研修カリキュラム内容が変更となっておりますのでご確認ください。

(3) 事前講義動画視聴について

主任介護支援専門員更新研修カリキュラム変更に伴い、令和6年度より事前講義動画視聴及び修了評価を実施します。

事前講義動画は、Youtube（限定公開）にて配信します。受講生は動画を視聴した上で、レポート提出とします。

研修科目	目的	時間数
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向	介護保険制度の最新の動向を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に向けた現状の取組と課題を理解し、主任介護支援専門員として果たすべき役割を再認識する。	講義3時間
○ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等の動向を確認し、個別支援において直面しやすい倫理面の課題への対応に係る介護支援専門員への指導・支援について理解する。	講義2時間
○リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解	リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たっての知識や関連職種との連携方法、インフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントについて理解する。実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法について理解する。	講義2時間

<p>① 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント</p>	<p>「適切なケアマネジメント手法」の「基本ケア」の内容を踏まえ、主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。</p>	<p>講義及び演習 4 時間</p>
<p>② 脳血管疾患のある方のケアマネジメント</p>	<p>脳血管疾患のある方のケアマネジメントに関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。</p>	<p>講義及び演習 5 時間</p>
<p>③ 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント</p>	<p>認知症に関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。</p>	<p>講義及び演習 6 時間</p>
<p>④ 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント</p>	<p>大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメントに関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、大腿骨頸部骨折により生活機能の低下がある方のケアマネジメント等に関する実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。</p>	<p>講義及び演習 5 時間</p>
<p>⑤ 心疾患のある方のケアマネジメント</p>	<p>心疾患を有する方のケアマネジメントに関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。</p>	<p>講義及び演習 5 時間</p>

⑥ 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント	誤嚥性肺炎の予防のためのケアマネジメントに関する事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	講義及び演習 5 時間
⑦ 看取り等における看護サービスの活用に関する事例	看護サービスの活用が必要な事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、看護サービスの活用に係る実践上の課題や不足している視点を認識し分析する手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	講義及び演習 5 時間
⑧ 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント	家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例を用いて主任介護支援専門員としての実践の振り返りを行うことにより、実践上の課題や不足している視点を認識し分析する 手法を深める。また、分析結果を踏まえた資質向上に必要な取組と実践における改善策を講じることができる知識・技術を修得する。	講義及び演習 6 時間
		合計 4 8 時間以上

7. 受講手続き

(1) 受講申し込み期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月5日(金)(必着)

(2) 申し込み方法

所定の申込用紙(主任更新 様式1・2・3)に必要な事項を記入し、必要書類を添付して事業所ごとに申し込んでください。

- ・現に事業所に所属していない者は、所定の申込用紙(主任更新 様式2・4)に必要な事項を記入し、必要書類を添付して申し込んでください。

☆注意事項

- ・講師経歴については「研修実施機関の準備する講師証明書」を提出してください。(証明書の様式は問いません)
- ・市町村推薦については、各市町村に「奈良県主任介護支援専門員更新研修の受講に係る推薦依頼書」がありますので、お問い合わせください。
- ・受講を希望される方は、「主任更新 様式2」に必ずPCのメールアドレスをご記入ください。講義資料のダウンロードや事務連絡等に必要です。(携帯電話のメールアドレスは使用不可とします。)

☆添付書類

- ①介護支援専門員証の写し
- ②主任介護支援専門員研修修了証の写し又は主任介護支援専門員更新研修修了証の写し
- ③個別要件の証明となるもの
 - ・研修実施機関の準備する講師証明書（該当者のみ）
 - ・法定外研修の通年4回分の受講証明書（該当者のみ）
 - ・研究大会等において演題発表を行った大会誌・抄録など（該当者のみ）
 - ・日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャー認定証の写し（該当者のみ）
 - ・介護支援専門員実務研修の実習指導者証明書（該当者のみ）
 - ・市町村推薦書（該当者のみ）

8. 指導事例の提出について

主任介護支援専門員更新研修には、他の介護支援専門員を指導した事例の提供が必要であり、指導事例が提出できない場合は受講・修了ができません。主任介護支援専門員の役割として「人材育成」及び「地域づくり」への貢献が求められることから、5～6ページの研修内容の事例②から⑧までの1事例を提出していただき目的に沿った演習を行います。受講決定通知が届きましたら、事例提出書類（事例様式-1～5）を令和8年7月6日（月）必着で当協会事務局まで郵送にて提出してください。なお、指導事例の提出ができない場合は本研修を受講していただくことはできませんのでご注意ください。指導事例説明の詳細については【別紙1・2】をご覧ください。

9. 受講決定

（1）受講決定の優先順位

- ① 主任介護支援専門員の有効期限が令和8年度末までに満了を迎える者
- ② 現に地域包括支援センターで主任介護支援専門員として勤務している者または現に指定居宅介護支援事業所で管理者として勤務している者
- ③ 介護支援専門員証の有効期限が令和8年度末までに満了を迎える者
- ④ 法定研修等で講師経験があり、又は地域において介護支援専門員の指導的立場にあたる者
- ⑤ 特定事業所加算を取得している事業所で、現に主任介護支援専門員として勤務する者
- ⑥ その他に個人の経歴、各事業所の介護支援専門員の状況、受講後の当協会が行う研修協力の可能性等を考慮して決定します。

（2）受講決定通知

受講の可否を問わずいずれの場合も各申込者宛に令和8年6月12日（金）までにFAXにて通知します。主任更新様式-2に必ずFAX番号をご記入ください。

10. 受講料及び納付方法

(1) 受講料

オンライン受講の場合…… 35,000円

対面受講の場合…… 39,000円（会場費を含みます）

(2) テキスト代

5,400円（テキスト、郵送代金等を含みます）

(3) 納付方法

受講決定通知が届いたあとに、受講料・テキスト代を合わせて以下の金額を納付してください。

オンライン受講の場合…… 40,400円

対面受講の場合…… 44,400円

銀行に備え付けの振込依頼書により下記の口座に納付してください。

なお、納付に際しては、次の点についてあらかじめご了承ください。

ア 納付は令和8年6月26日（金）までに完了し、振込金受取書（振込用紙の控え）の写しに受講者氏名を明記の上、メール又はFAXにて事務局へ送付してください。

FAX 0744-47-2912 E-mail carenara@kcn.ne.jp

イ 納付期限までに納付されない場合は、受講決定を取り消します。

ウ 振込金受取書には受講者の氏名が分かるように記入のこと。（事業所名での振込の場合は、備考欄に受講者全員の氏名を記入すること。）

エ いったん納付された受講料は、研修を欠席した場合や修了証が発行できない場合などいかなる場合でも返還はしませんので、予めご了承ください。

納付先

南都銀行 法隆寺支店 普通口座 0466453

特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会

理事長 竹村恵史

11. 遅刻・欠席・早退・受講生に起因するオンラインの不具合の取り扱い

本研修は、演習が主体の内容であり補講等の実施が困難なため、遅刻、欠席または早退された場合は、当該日の研修は中止となり、今年度の主任介護支援専門員更新研修修了証は発行できませんので予めご了承ください。またオンラインで参加される場合、受講生に起因する事由で、20分以上オンラインが途切れたり、グループワーク（ZOOMブレイクアウトセッション）に参加できないなどの状況となった場合も同様となります。

12. 修了証

研修の全課程を修了された方には、主任介護支援専門員更新研修の修了証を交付いたします。修了証には5年間の有効期間が記載されます。

1 3. 個人情報の取り扱い

本研修での個人情報の取り扱いは、本研修の運営、名簿登録、修了証発行業務以外の目的に使用することはありません。

また、その管理については、適正に行い、無断で第三者に提供することはありません。

なお、本研修は奈良県の指定を受けて行うものであることから、申込者、修了者の情報は、奈良県福祉保険部 介護保険課に報告します。また奈良県においては受講決定及び受講履歴の確認のため、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会(更新研修指定実施機関)に情報を提供することがあります。

1 4. 研修受講申込書の提出先

〒 6 3 4 - 0 0 6 5 奈良県橿原市畝傍町 2 番 1 号

日興橿原スカイマンション 2 0 5 号

特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会 主任介護支援専門員更新研修担当

1 5. 問い合わせ先

特定非営利活動法人奈良県介護支援専門員協会まで

F A X 0 7 4 4 - 4 7 - 2 9 1 2 E-mail carenara@kcn.ne.jp

(電話での問い合わせはできません。)

1 6. 資料の配付について

今回の研修では、当日資料を受講日の約 1 週間前に、受講生宛に「データ便」URL をメールにて送ります。その URL からファイルを各自ダウンロードして印刷していただきます。詳細につきましては、受講決定後にお知らせいたします。

オンライン受講の方も対面(会場)受講の方も、資料は必ず印刷して受講して下さい。対面(会場)受講の方は、忘れずに会場に資料を持参して下さい。

1 7. その他

今回の研修は、「介護支援専門員研修オンライン化等運用事業」に鑑み、オンラインでの研修を主体に実施いたします。WEB環境に不安がある方は対面会場での研修となりますが、WEB環境の整備を行っていただき、できるだけオンラインでの受講をお願いいたします。自然災害や感染症等の拡大状況によっては、対面(会場)研修が中止となりオンライン研修に切り替わることがある事をご了承下さい。

オンライン研修では、研修中にオンラインが途切れるなど受講が中断された場合は、研修が修了できないこととなりますので十分にご注意ください。

対面会場での受講をされる方は、十分な体調管理をお願いします。

また研修修了後は、奈良県、奈良県社会福祉協議会、当協会等の主催する研修の講師や研修補助につきまして、ご協力をお願いいたします。

令和8年度 奈良県主任介護支援専門員更新研修 申込書類チェック表

1. 事業所に所属している方
 - 主任更新様式 1
 - 主任更新様式 2
 - 主任更新様式 3

2. 事業所に所属していない方
 - 主任更新様式 2
 - 主任更新様式 4

3. 添付書類（全員必須）
 - 介護支援専門員証の写し
 - 主任介護支援専門員研修修了証の写し
又は主任介護支援専門員更新研修修了証の写し
 - 個別要件の証明となる以下のどれか
 - ・研修実施機関の準備する講師証明書（該当者のみ）
 - ・法定外研修の通年4回分の受講証明書（該当者のみ）
 - ・研究大会等において演題発表を行った大会誌・抄録など（該当者のみ）
 - ・日本ケアマネジメント学会の認定ケアマネジャー認定証の写し
(該当者のみ)
 - ・介護支援専門員実務研修の実習指導者証明書（該当者のみ）
 - ・市町村推薦書（該当者のみ）